

# 一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和6年3月

一関地区広域行政組合

# 目次

## 第1編 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1-1 背景と目的.....	1
1-2 根拠法令.....	1
1-3 計画の前提条件.....	1

## 第2編 一般廃棄物処理の現状

### 第1章 ごみ処理事業の現状

1-1 ごみ処理事業の概要.....	3
1-2 ごみの排出実態.....	4
1-3 排出段階における減量化・資源化.....	7
1-4 中間処理.....	8
1-5 最終処分.....	10
1-6 ごみ処理経費.....	12
1-7 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量.....	12
1-8 ごみ処理システムの評価.....	13
1-9 広域化の現状.....	13
1-10 ごみ処理に係る課題の抽出.....	14

### 第2章 生活排水処理事業の現状

2-1 生活排水処理事業の概要.....	16
2-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績.....	19
2-3 中間処理.....	20
2-4 し尿処理施設の処理経費.....	20
2-5 生活排水処理施設の状況.....	21
2-6 生活排水処理に係る課題の抽出.....	25

### 第3編 一般廃棄物処理基本計画

#### 第1章 ごみ処理基本計画

1-1 計画フレーム	27
1-2 ごみ処理基本方針	33
1-3 分別及び収集・運搬計画	34
1-4 中間処理計画	34
1-5 最終処分計画	35
1-6 住民・事業者・行政の取組	37
1-7 その他の施策	38

#### 第2章 生活排水処理基本計画

2-1 計画フレーム	40
2-2 生活排水処理基本方針	42
2-3 下水道及び農業集落排水施設の整備計画	42
2-4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画	43
2-5 住民・事業者・行政の取組	43

# 第 1 編

---

## 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

## 1-1 背景と目的

ごみ及び生活排水問題は、私たちの生活に密接する身近な環境問題としての認識が浸透しつつあり、問題解決のためには、排出者である住民及び事業者と一般廃棄物処理を行う行政の連携した取り組みが重要となってくる。

一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）では、平成31年3月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、一般廃棄物処理を推進してきたところである。

本計画は、近年の新たな法制度の動向や関係者の取り組みの進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するための取り組みをさらに強めていくことを目的として、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、改定を行うものである。

組合は、数十年に一度の新たな施設の整備という大事業を進めている転換期にあり、本改定では、焼却施設、資源物・不燃物・粗大ごみの処理を行うリサイクル施設及び最終処分場の整備についても定める。

## 1-2 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村等は構成市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されている。本計画はこれに準拠し、策定する。

## 1-3 計画の前提条件

### 1) 対象地域

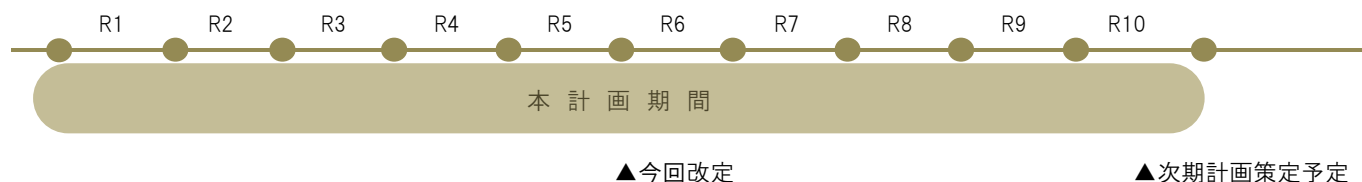
対象地域は、組合を構成する一関市及び平泉町全域とする。

### 2) 適用範囲

本計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とする。

### 3) 計画期間

本計画の推進期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とし、令和10年度を計画目標年度とする。本計画は概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。



図表1-1-1 計画期間

## 第 2 編

---

### 一般廃棄物処理の現状

## 第1章 ごみ処理事業の現状

### 1-1 ごみ処理事業の概要

#### 1) 分別区分と収集体制

分別区分を、図表2-1-1に示す。

図表2-1-1 ごみの分別区分

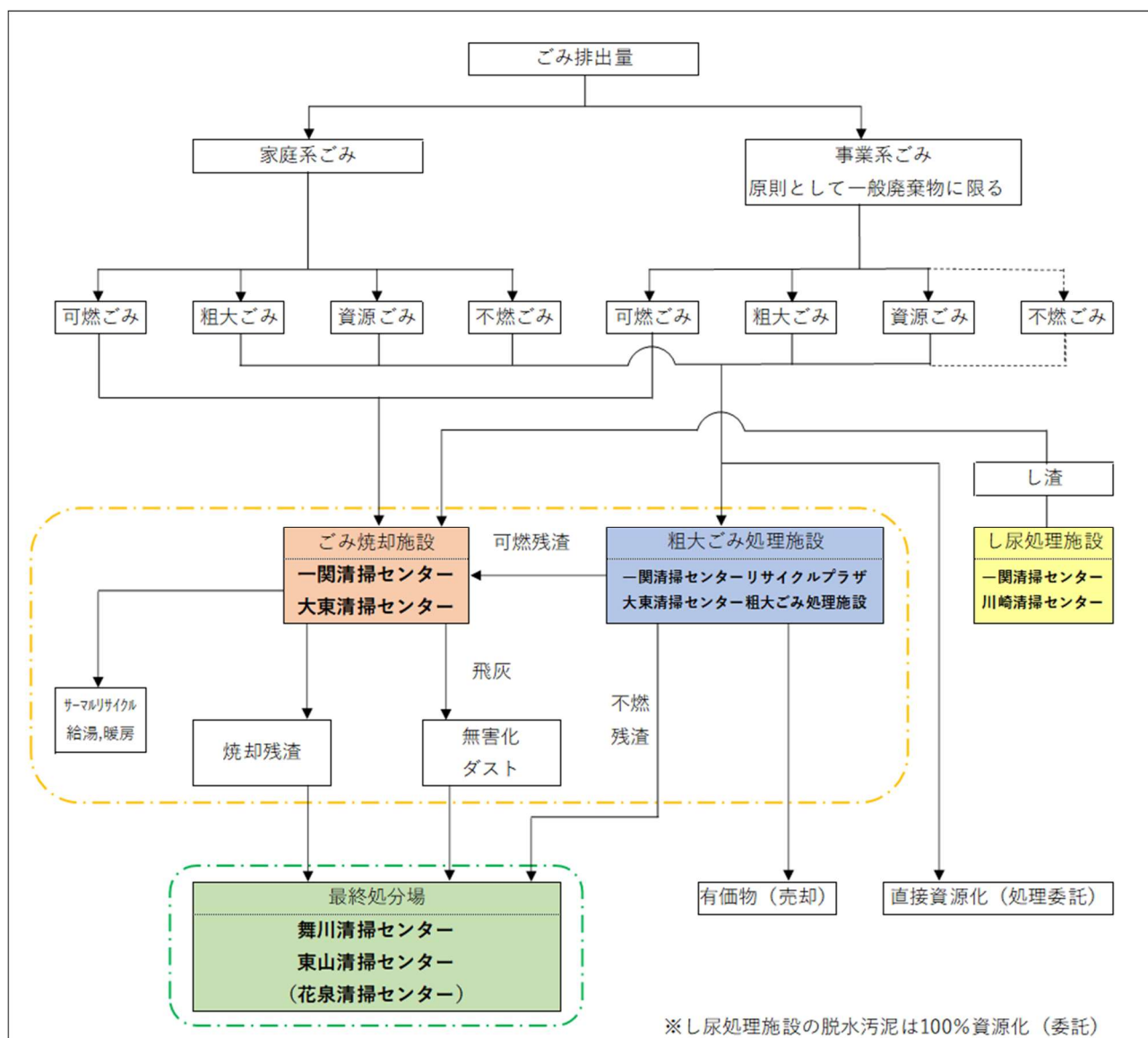
種類	備考	収集
燃やすごみ	生ごみ、資源化できない紙（おむつ・紙くず）、木くず、ゴム、布、革、その他（汚れの取れないプラスチック製容器包装等）	ごみ集積所に出せるごみ
燃やせないごみ	小型家庭用品、小型家電用品、金属類、蛍光管、陶器、ガラス、刃物類	
資源ごみ	びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール・食品トレイ、紙類	
粗大ごみ	収集運搬業者に依頼するか、自分で持ち込み	ごみ集積所に出せないごみ
小型家電	公共施設や清掃センターに回収ボックスを設置	
パソコン	ノートパソコンは小型家電回収ボックスで回収、ノートパソコン以外は清掃センターに持ち込み	

燃やすごみ及び燃やせないごみについては、構成市町共通の指定袋による収集を、資源ごみについても、紙類を除き指定袋による収集を行っている。

家庭系ごみは指定された集積所へ集積されたものを、業者委託により収集を行っている。

#### 2) ごみ処理・処分の流れ

組合におけるごみの処理・処分フローを、図表2-1-2に示す。



図表2-1-2 組合におけるごみの処理・処分フロー

### 1-2 ごみの排出実態

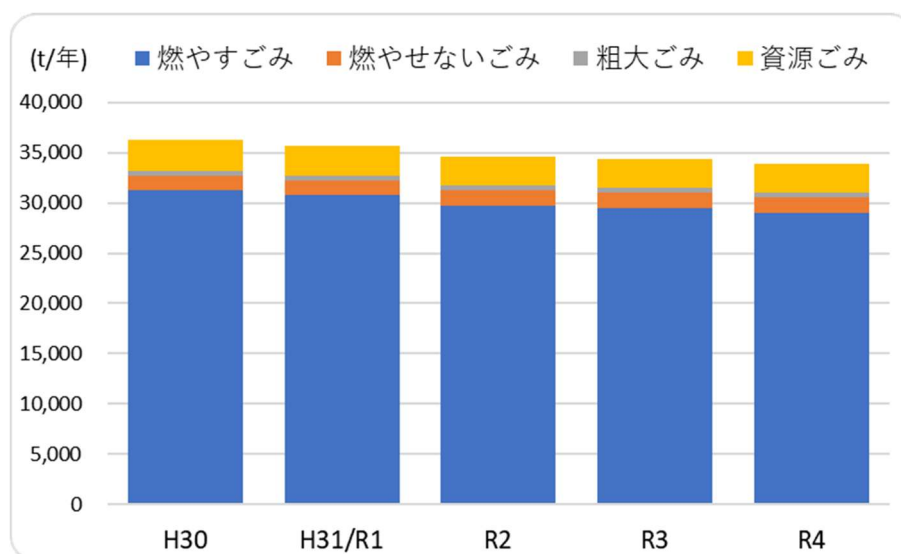
組合が処理を行っている一般廃棄物についての、構成市町全体のごみ排出量実績及び各清掃センター別搬入量実績、並びに全体のごみ処理フローを、図表2-1-3～図表2-1-7に示す。

構成市町では、原単位は増減を繰り返しているが、人口の減少に伴って排出量は減少している。

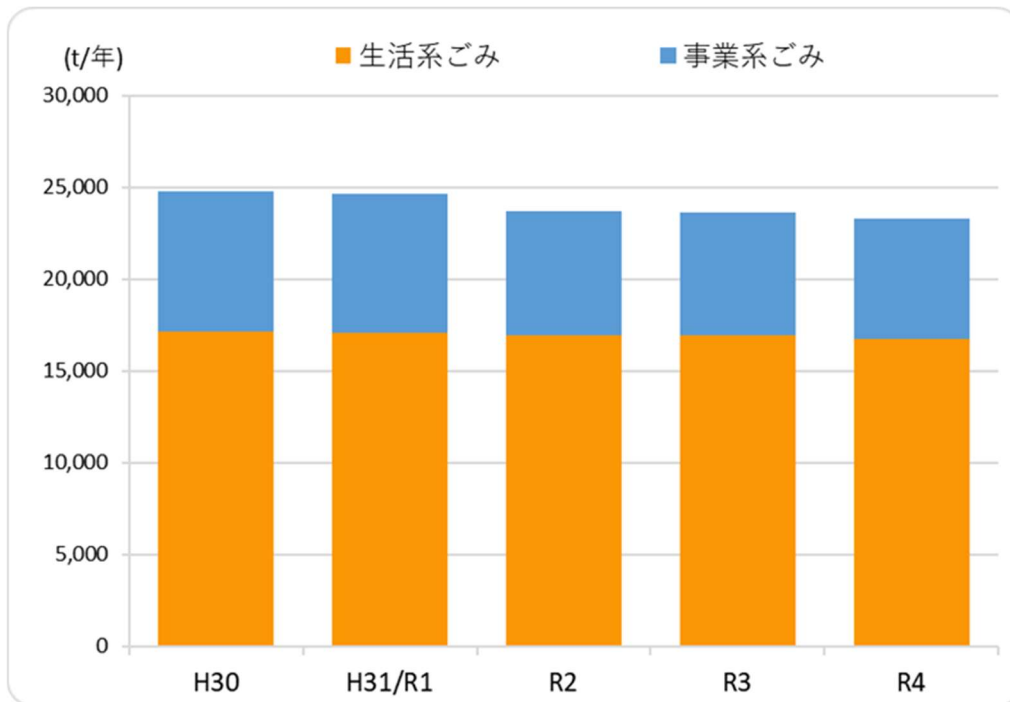


図表2-1-3 構成市町全体のごみ排出量実績

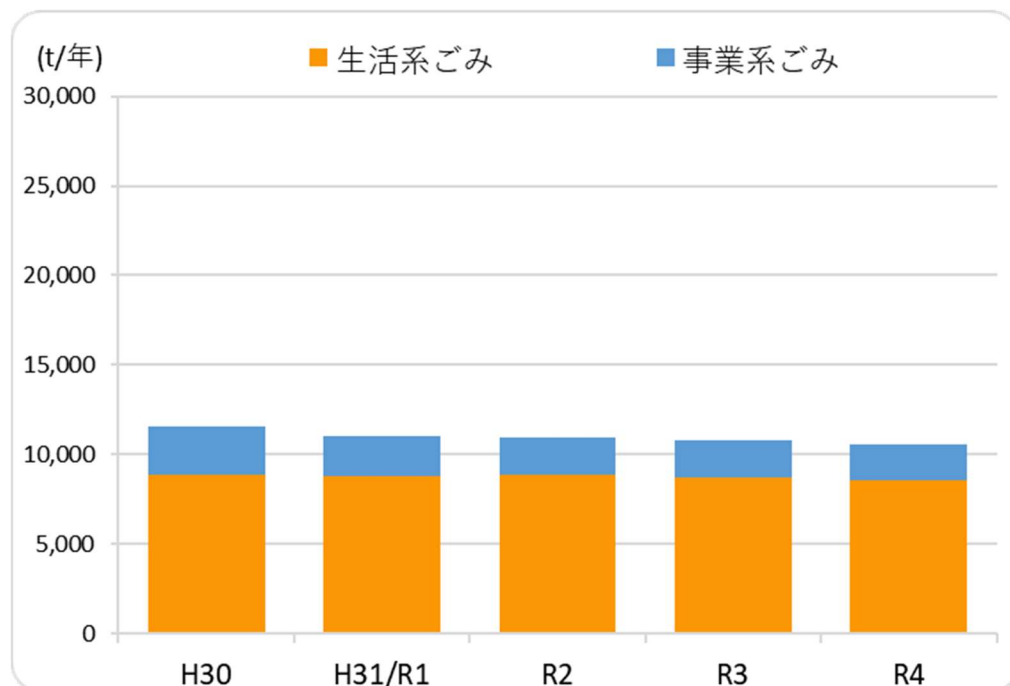
項目\年度		単位	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
人口		人	123,951	121,851	119,930	117,808	115,526	
排出量	燃やすごみ	t/年	31,304	30,827	29,689	29,518	29,048	
	燃やせないごみ	t/年	1,451	1,453	1,594	1,569	1,536	
	粗大ごみ	t/年	375	420	453	469	455	
	資源ごみ	缶	t/年	262	246	260	242	227
		びん	t/年	1,003	950	905	870	850
		ペットボトル	t/年	235	223	220	230	231
		プラスチック製容器包装	t/年	459	444	450	459	464
		白色トレイ	t/年	2	2	2	2	3
		古紙類	t/年	1,222	1,122	1,082	1,031	1,031
		廃小型家電	t/年	11	8	9	9	9
		(資源ごみ計)	t/年	3,195	2,996	2,928	2,843	2,816
		(計)	t/年	36,325	35,696	34,664	34,399	33,855
	(一人一日あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	691.9	691.2	678.2	686.5	688.9
燃やせないごみ		g/人・日	32.1	32.6	36.4	36.5	36.4	
粗大ごみ		g/人・日	8.3	9.4	10.3	10.9	10.8	
資源ごみ		缶	g/人・日	5.8	5.5	5.9	5.6	5.4
		びん	g/人・日	22.2	21.3	20.7	20.2	20.2
		ペットボトル	g/人・日	5.2	5.0	5.0	5.3	5.5
		プラスチック製容器包装	g/人・日	10.1	10.0	10.3	10.7	11.0
		白色トレイ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		古紙類	g/人・日	27.0	25.1	24.7	24.0	24.5
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		(資源ごみ計)	g/人・日	70.6	67.2	66.9	66.1	66.8
		(計)	g/人・日	802.9	800.4	791.9	800.0	802.9



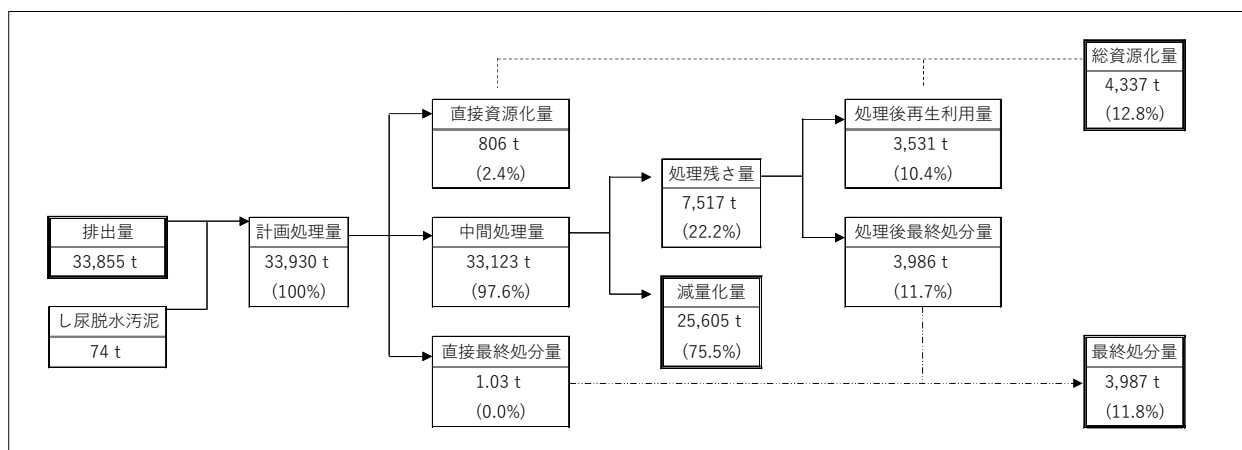
図表2-1-4 構成市町全体のごみ排出量実績の推移



図表2-1-5 一関清掃センター搬入量実績の推移



図表2-1-6 大東清掃センター搬入量実績の推移



図表2-1-7 ごみの流れ（令和4年度実績）

### 1-3 排出段階における減量化・資源化

#### 1) 生ごみ処理機器購入に係る補助制度

家庭から排出される生ごみの減量化と資源化を図るため、一関市及び平泉町ではこれまで生ごみ処理機器購入に係る補助制度を設け推進してきた。なお、平泉町は平成27年度で補助事業を終了した。

当該補助制度を継続している一関市では電気式生ごみ処理機、手動式生ごみ処理機、設置型コンポスト化容器、密閉型コンポスト化容器の4種類の購入に対して、購入金額の1/2を補助している。

#### 2) 集団回収に係る助成制度

資源の有効利用とごみの減量のため、一関市内または平泉町内から発生する有価物を集団で回収した団体に対し、有価物集団回収事業助成金制度を設け、推進している。

当該助成制度は、有価物回収業者登録をしている業者に引き渡した金属類、古紙類、ビン類、ペットボトルなどの量に対し、助成金を交付している。

#### 3) その他の取組

その他、構成市町では次に示す取組を行っている。

図表2-1-8 構成市町におけるごみに関する活動

一関市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• きれいなまちをめざし隊</li> <li>• 一関市公衆衛生組合連合会</li> <li>• 一関市ごみ問題対策巡視員活動</li> <li>• 春・秋の一斉清掃</li> <li>• 古着、使用済小型家電回収事業</li> <li>• リユース（ジモティー活用）</li> <li>• 一関地球温暖化対策地域協議会</li> </ul>
-----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>残さず食べよう！30・10運動</li> </ul>
平泉町	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境整備の日</li> <li>春の一斉清掃</li> <li>ひらいずみ地球温暖化対策協議会</li> </ul>

#### 1-4 中間処理

##### 1) 中間処理施設の概要

一関清掃センター（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ）の概要を図表2-1-9に、大東清掃センター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設）の概要を図表2-1-10に示す。

一関清掃センターでは、ごみ焼却施設は全連続式ストーカ炉で、焼却灰等は最終処分場へ埋立処分しているが、一部はセメント原料として資源化に取り組んでいる。リサイクルプラザは、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎、選別、圧縮、減容等を行っている。

大東清掃センターでは、ごみ焼却施設は全連続式流動床炉で、焼却灰等は最終処分場へ埋立処分している。粗大ごみ処理施設は、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎、圧縮、選別等を行っている。

図表2-1-9 一関清掃センターの概要

施設名	一関清掃センター
所在地	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番地41
ごみ焼却施設	敷地面積：6,672㎡
	竣工：昭和56年3月
	施設規模：150 t / 日（75 t / 24 h × 2 基）
	処理方式：ストーカ炉
リサイクルプラザ	敷地面積：8,500㎡
	竣工：平成14年11月
	施設規模：33 t / 5 h

図表2-1-10 大東清掃センターの概要

施設名	大東清掃センター
所在地	一関市大東町摺沢字南長者101番地 1
ごみ焼却施設	敷地面積：37,475㎡（粗大ごみ処理施設含む）
	竣工：平成11年8月
	施設規模：80 t / 日（40 t / 24 h × 2 基）
	処理方式：流動床炉
粗大ごみ処理施設	竣工：平成11年8月
	施設規模：18 t / 5 h

## 2) 中間処理量の実績

## (1) ごみ焼却量

一関清掃センター及び大東清掃センターにおけるごみ焼却量を、図表2-1-11に示す。可燃ごみ搬入量は、減少傾向で推移しており、令和4年度では2万9千t程度であった。両清掃センターともに、し尿処理施設から発生するし渣を混合処理している。

図表2-1-11 ごみ焼却量の実績

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
可燃ごみ搬入量	31,768	30,827	29,689	29,518	29,048
可燃ごみ	30,871	29,810	28,658	28,503	27,906
可燃粗大ごみ	897	1,017	1,031	1,015	1,142
可燃性残渣	349	339	354	354	351
し渣	102	100	88	77	74
焼却量	32,218	31,265	30,130	29,949	29,473

\*平成30年度可燃ごみ搬入量には区域外処理分（奥州市からの受入）464トンを計上。

## (2) 不燃・粗大・資源ごみ処理量

一関清掃センター（リサイクルプラザ）及び大東清掃センター（粗大ごみ処理施設）における不燃・粗大・資源ごみ処理量を、図表2-1-12に示す。

不燃粗大ごみの搬入量は増加傾向にあるものの全体としてはゆるやかな減少傾向にある。5ヶ年平均では、処理したもののうち、約71%が資源化され、約7%が可燃残渣として焼却処理され、約22%が不燃残渣として処分されている。

図表2-1-12 リサイクルプラザ及び粗大ごみ処理施設における処理実績

(単位：t/年)

区分		年度				
		H30	H31/R1	R2	R3	R4
搬入量		5,021	4,869	4,975	4,881	4,807
	不燃ごみ	1,451	1,453	1,594	1,569	1,536
	不燃粗大ごみ	375	420	453	469	455
	資源ごみ	3,195	2,996	2,928	2,843	2,816
選別後の内訳		4,824	4,884	4,923	4,913	4,858
	資源化	3,483	3,551	3,504	3,455	3,396
	構成比	72%	73%	71%	70%	70%
	可燃残渣	349	339	354	354	351
	構成比	7%	7%	7%	7%	7%
	不燃残渣	992	995	1,065	1,104	1,111
	構成比	21%	20%	22%	22%	23%

## 1-5 最終処分

## 1) 最終処分場の概要

舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターの概要を、図表2-1-13に示す。主に焼却灰等の埋立処分を行っている。

図表2-1-13 最終処分場の概要

施設名	舞川清掃センター
所在地	一関市舞川字河岸101番地 2
埋立面積	20,700㎡
埋立容量	155,666㎡（※軽微変更による。）
竣工	平成10年 3月
水処理方式	接触曝気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒

施設名	花泉清掃センター
所在地	一関市花泉町金沢字滝ノ沢40番地 4
埋立面積	6,470㎡
埋立容量	31,035㎡（※軽微変更による。）
竣工	昭和63年 7月
水処理方式	接触曝気+凝集沈殿+消毒

施設名	東山清掃センター
所在地	一関市東山町松川字吉兆所52番地 1
埋立面積	17,460㎡
埋立容量	120,447㎡（※軽微変更による。）
竣工	昭和58年 3月
水処理方式	回転円板方式+凝集沈殿+砂ろ過+消毒

## 2) 最終処分量の実績

舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターにおける最終処分量を、図表2-1-14に示す。

最終処分量の内訳としては、5ヶ年平均では、焼却残渣が最も多く約74%で、次いで不燃残渣が約26%、その他はわずかである。

図表2-1-14 最終処分量の実績

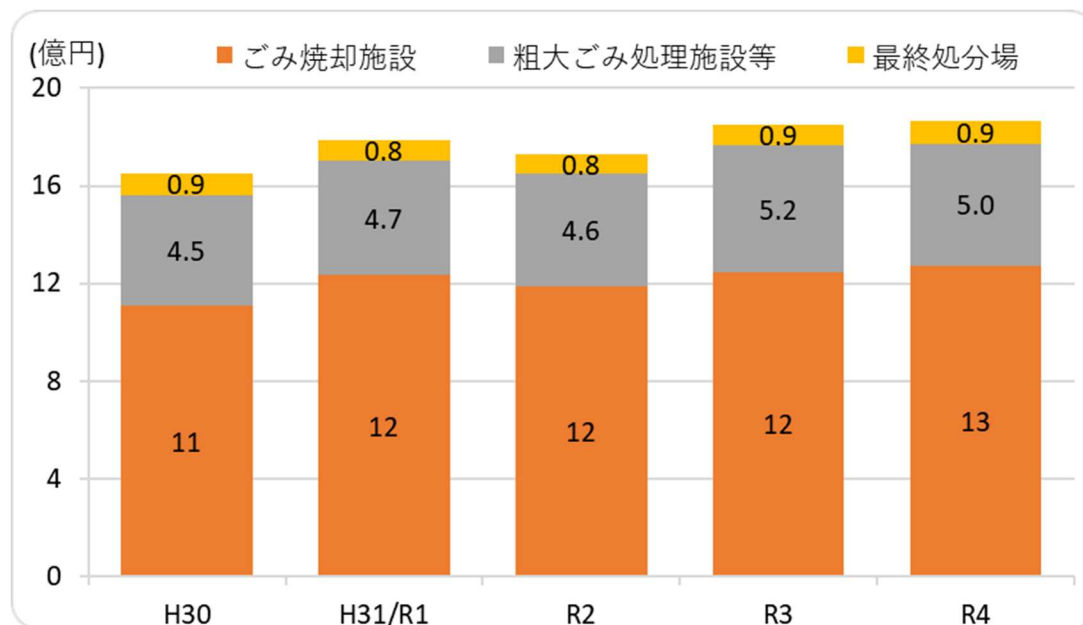
(単位：t/年)

項目	年度				
	H30	H31/R1	R2	R3	R4
最終処分量	4,490	4,163	3,980	3,972	3,987
焼却残渣	3,494	3,165	2,914	2,866	2,875
不燃残渣	992	995	1,065	1,104	1,111
その他	4	3	1	2	1

### 1-6 ごみ処理経費

過去5年間におけるごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等、最終処分場のごみ処理経費を、図表2-1-15に示す。

ごみ処理経費は約16～18億円で推移しており、一人当たり処理単価は13,317～16,140円となっている。



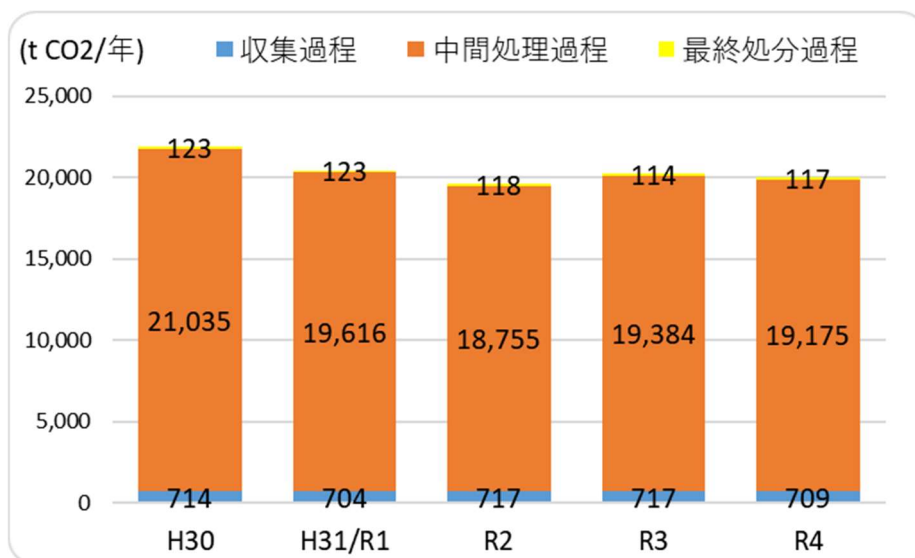
図表2-1-15 ごみ処理経費の推移

### 1-7 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量

過去5年間におけるごみ処理の過程で排出されたと想定される温室効果ガス排出量を、図表2-1-16に示す。

温室効果ガスは廃棄物の燃焼に伴い排出される量が多いことから、中間処理過程において全体の96%程度が排出されている。





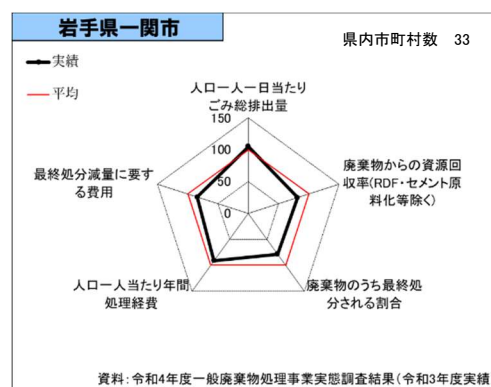
図表2-1-16 温室効果ガス排出量の推移

### 1-8 ごみ処理システムの評価

#### 1) 一関市の評価

一関市のごみ処理システムのうち、「一人一日当たりごみ総排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」は県内市町村と比較して概ね平均的である。

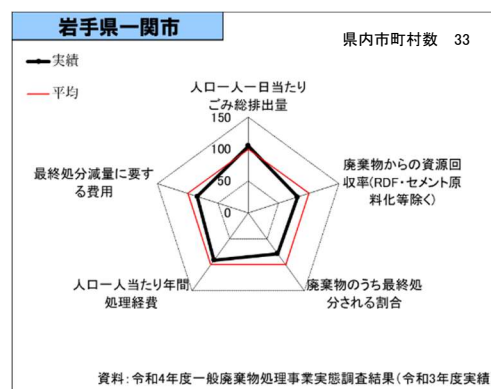
対して、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均よりやや劣っている。評価結果を右図に示す。



#### 2) 平泉町の評価

平泉町のごみ処理システムのうち、「一人一日当たりごみ総排出量」は県内市町村と比較して平均よりやや優れており、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均的である。

対して、「廃棄物からの資源回収率」、「最終処分減量に要する費用」及び「人口一人当たり年間処理経費」は平均よりやや劣っている。評価結果を右図に示す。



### 1-9 広域化の現状

岩手県では、平成11年3月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」に基づき、県内を6つのブロックに区分し、ブロック毎に焼却施設を1施設に集約しごみ処理広域化を推進する指針を示した。

これに対し平成15年7月に県南ブロックにおけるごみ処理広域化を検討する組織として、県南地区の一関市、奥州市、金ケ崎町、平泉町（一部事務組合を含む。）は「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、ごみの広域処理方針について検討を重ねてきた。

協議会では、東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う放射能汚染物質への対応など、現時点での1施設への集約化が困難な状況を踏まえ、平成25年11月に「県南地区ごみ処理広域化基本構想」を策定し、当面2施設体制での処理を推進する方針を示した。

本構想の策定に当たっては、県の助言等を受けながら協議を進めており、当面の2施設体制について県も理解を示していることから、今後は本構想に掲げた整備方針に沿って早期の実現を目指し進めていく必要がある。

なお、組合では、焼却施設とリサイクル施設、最終処分場について、管内における新たな施設の整備を現在進めているところである。

## 1-10 ごみ処理に係る課題の抽出

### 1) 発生抑制について

構成市町における総排出量から算出した原単位は、過去5年間で増減を繰り返しているが、生活系ごみについてはその原単位が一関市及び平泉町の両地域において増加傾向にある。人口減少により、ごみの総排出量は減少しているものの、今後は、第3編第1章「1-6 住民・事業者・行政の取組」に掲げる行動等を各自が実施することにより、ごみの発生抑制に努める必要がある。

### 2) 分別について

令和4年度に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック製容器包装だけではなくプラスチック使用製品についても自治体が分別収集・リサイクルすることを求めていることから、プラスチック使用製品の分別収集やリサイクル施設における処理について構成市町と共同で検討を行っていく必要がある。また、新施設稼働に伴い、プラスチック使用製品だけでなく新たに古着及び危険・有害ごみという分別区分を設けることから、それぞれの新区分について分別の周知徹底を図ることが今後の課題となる。

### 3) 収集・運搬について

ごみは指定された集積所から、組合が委託する業者により収集を行っている。収集の着実な実施に向け、構成市町と連携していくとともに、新施設までの収集・運搬について効率的な方法を構成市町と共同で検討を行っていく必要がある。

### 4) 中間処理について

一関清掃センターは昭和56年に竣工し、稼働後既に42年経過しており、また、大東清掃センターは平成11年に竣工し、稼働後25年目を迎えている。設備・装置の老朽化が進行していることから、新施設の整備が必要である。また、近年においては、ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーを回収し活用することで温室効果ガス排出量を削減することが期待されていることから、既存のご焼

却施設に代わるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下、「新処理施設」という）を整備することとなり、候補地を選定したところである。

なお、施設整備にあたっては、「県南地区ごみ処理広域化基本構想」（平成25年11月）に準拠し、一関清掃センター焼却施設と大東清掃センター焼却施設を統合し、組合内で1施設に集約することとした。

また、リサイクル施設については、当面既存の2施設を継続利用する計画であったが、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことや、既存施設の老朽化の課題を踏まえ、新たなマテリアルリサイクル施設（以下、「新リサイクル施設」という）を建設することとした。これにより既存の2施設を統合して1施設に集約するとともに、新処理施設と同一敷地内に整備することとした。

上記2つの新施設は令和10年度末の供用開始を見込んでいる。

## 5) 最終処分について

組合圏域には、舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センターの3つの最終処分場があるが、花泉清掃センターについては令和4年度で埋立を完了しており、その他の処分場も残余容量が逼迫している状況であり、新たな一般廃棄物最終処分場を整備することとし、候補地を選定したところである。

今後生活環境影響調査等を実施し、令和9年度末の供用開始を見込んでいる。

## 6) ごみ処理経費について

構成市町における一人当たりごみ処理単価は、岩手県内市町村と比較して平均的と評価されているが、施設の老朽化による補修経費の増加に伴い、組合全体における過去5年間の一人当たりごみ処理単価は13,317円から16,140円に上昇しており、岩手県平均14,687円（令和3年度実績）と比較すると近年では超過傾向にある。

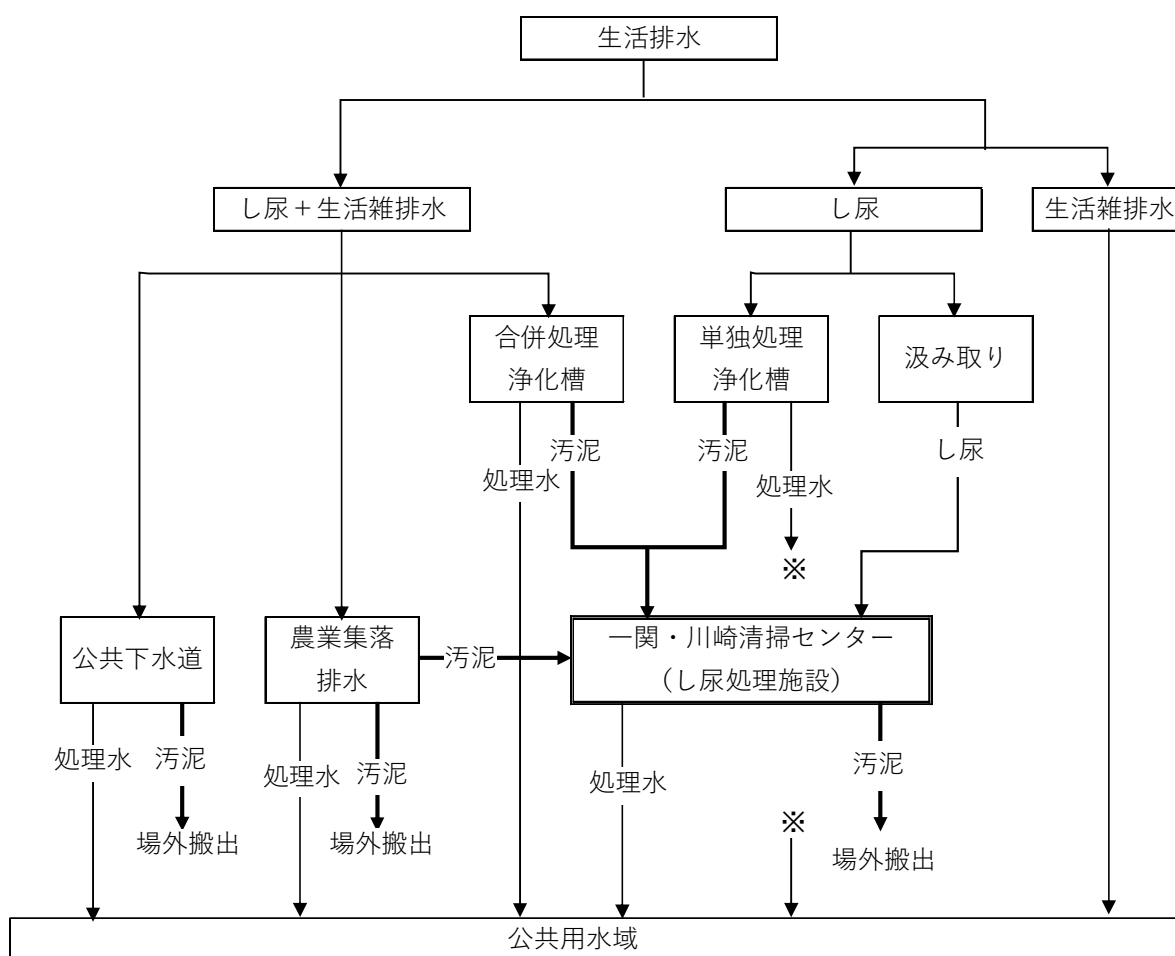
## 第2章 生活排水処理事業の現状

### 2-1 生活排水処理事業の概要

#### 1) 処理フロー

生活排水処理フローを、図表2-2-1に示す。

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集・運搬し、組合の一関清掃センター及び川崎清掃センター（し尿処理施設）で処理している。



図表2-2-1 生活排水処理フロー

#### 2) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績を、図表2-2-2～図表2-2-4に示す。

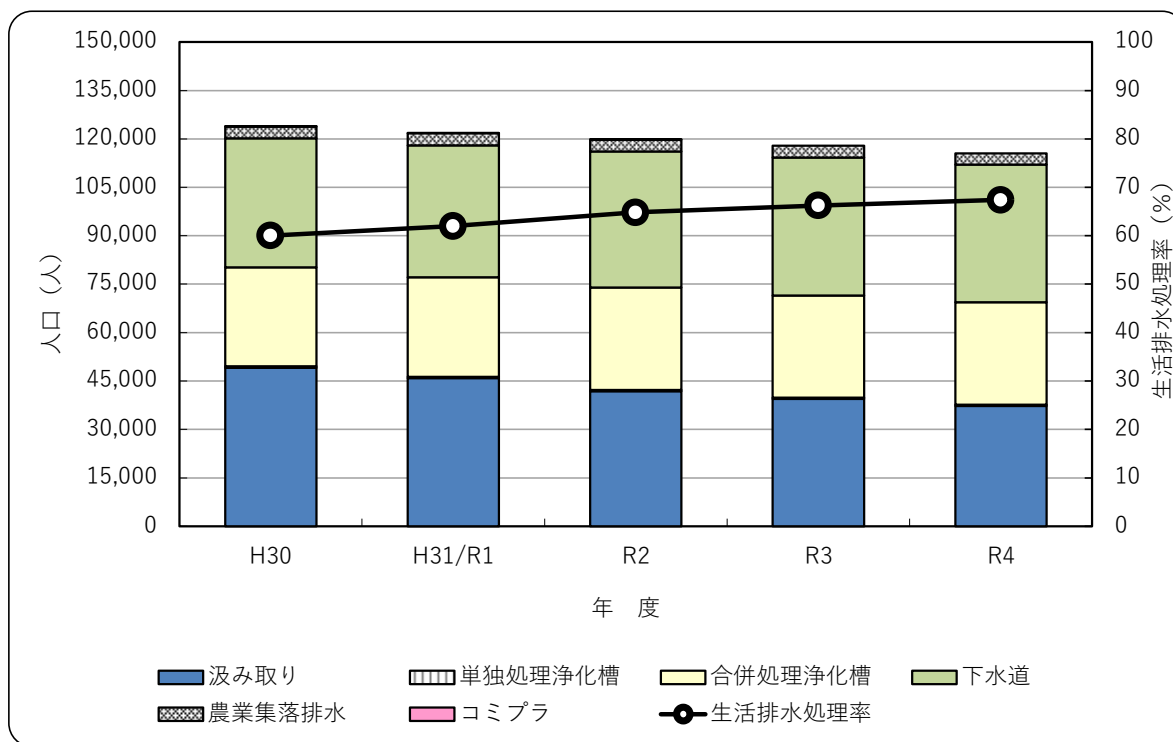
組合全体では、下水道人口が最も多く、次いでし尿収集人口、合併処理浄化槽人口の順となっている。生活排水処理率は、令和4年度で67.4%である。

図表2-2-2 生活排水処理形態別人口の実績

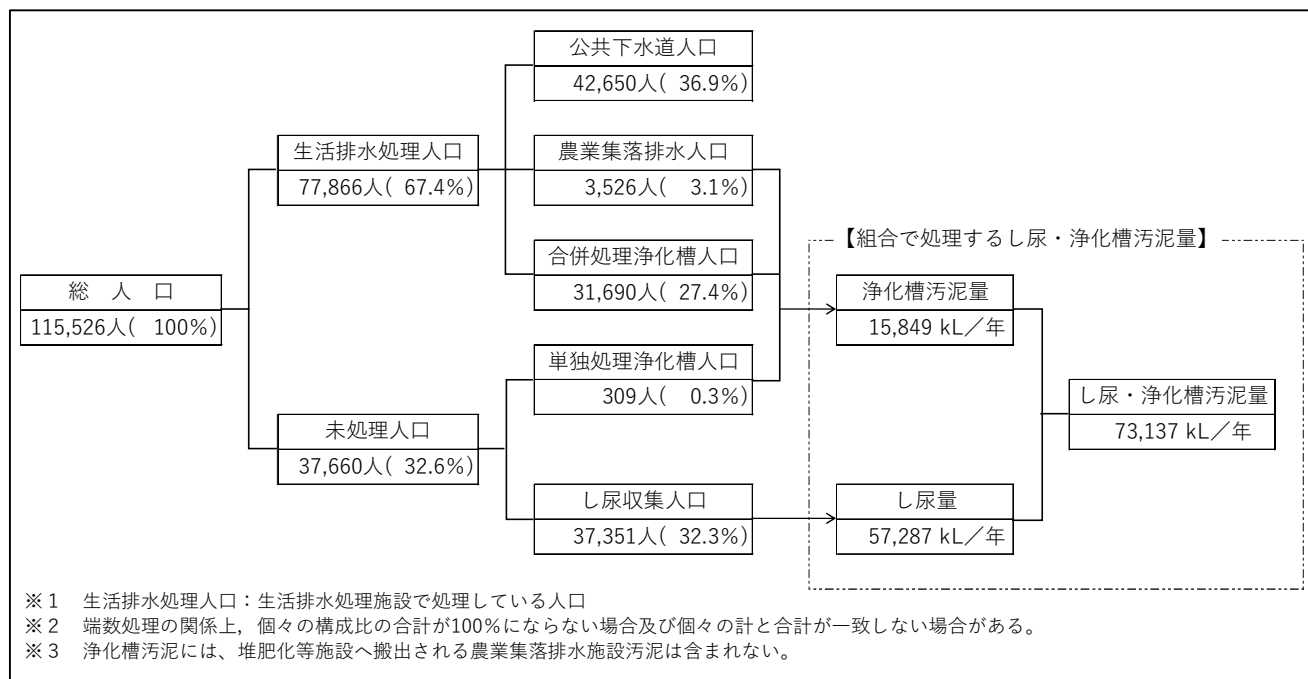
(各年度末現在)

		年 度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人)	123,951	121,851	119,930	117,808	115,526
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	74,411	75,536	77,689	78,021	77,866
	(1)コミュニティプラント人口	(人)	161	164	164	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人)	30,646	30,761	31,704	31,747	31,690
	(3)下水道人口	(人)	39,961	40,924	42,158	42,674	42,650
	(4)農業集落排水人口	(人)	3,643	3,687	3,663	3,600	3,526
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	494	376	356	342	309
	4.非水洗化人口	(人)	49,046	45,939	41,885	39,445	37,351
	(1)汲み取り人口	(人)	49,046	45,939	41,885	39,445	37,351
	(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	
生活排水処理率		(%)	60.0	62.0	64.8	66.2	67.4

注) 生活排水処理率(%)：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100



図表2-2-3 生活排水処理形態別人口の推移



図表2-2-4 生活排水処理の流れ（令和4年度実績）

## 2-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

構成市町全体におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量を、図表2-2-5～図表2-2-6に示す。

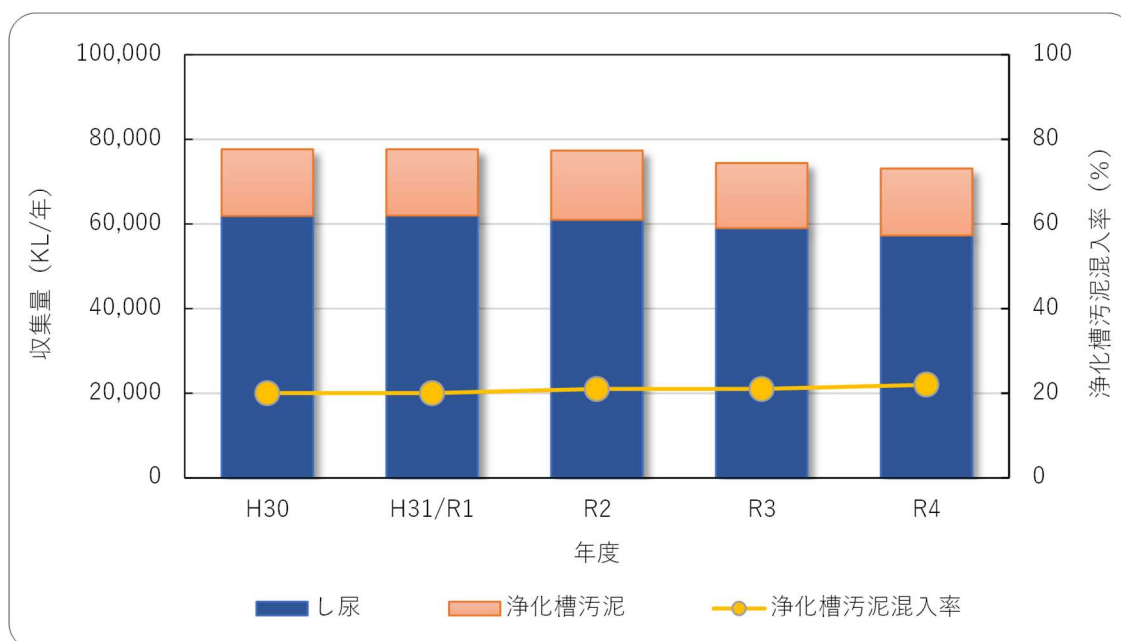
し尿量は減少傾向、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいることから、浄化槽汚泥量は横ばい傾向を示している。また、浄化槽汚泥混入率は令和4年度で22%である。

図表2-2-5 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

(単位：kL/年)

	H30	H31/R1	R2	R3	R4
し尿	61,882	61,985	61,023	59,012	57,287
一関清掃センター	40,125	40,098	39,623	38,186	37,087
川崎清掃センター	21,757	21,887	21,399	20,826	20,201
浄化槽汚泥	15,753	15,643	16,365	15,375	15,849
(混入率)	(20%)	(20%)	(21%)	(21%)	(22%)
一関清掃センター	7,187	7,187	7,943	7,406	6,776
川崎清掃センター	8,565	8,456	8,422	7,968	9,073
合計	77,635	77,628	77,387	74,387	73,137
一関清掃センター	47,313	47,285	47,566	45,592	43,863
川崎清掃センター	30,322	30,343	29,821	28,795	29,274

※端数処理の関係上、個々の計と合計が一致しない場合がある。



図表2-2-6 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

### 2-3 中間処理

一関清掃センター及び川崎清掃センター（し尿処理施設）の概要を、図表2-2-7に示す。

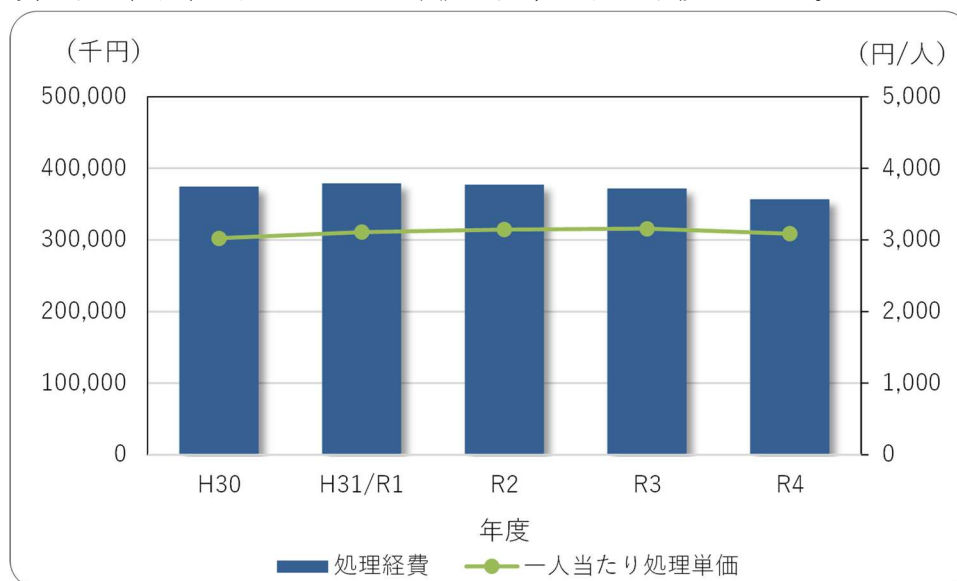
図表2-2-7 し尿処理施設の概要

施設名	一関清掃センター
所在地	一関市狐禅寺字草ヶ沢36番地41
第1し尿処理施設	敷地面積：9,051㎡
	竣工：昭和52年3月
	施設規模：80kL/日
	処理方式：好気性消化・活性汚泥法処理方式（1段活性汚泥法）
第2し尿処理施設	敷地面積：2,100㎡
	竣工：平成元年3月
	施設規模：80kL/日
	処理方式：高負荷脱窒素処理方式（循環加圧曝気処理法）
施設名	川崎清掃センター
所在地	一関市川崎町薄衣字石船渡133番地
し尿処理施設	敷地面積：34,679㎡
	竣工：平成7年3月
	施設規模：100kL/日
	処理方式：高負荷脱窒素処理方式（I Zジェットエアレーションシステム）

### 2-4 し尿処理施設の処理経費

過去5年間におけるし尿処理施設の処理経費を、図表2-2-8に示す。

処理経費は約4億円、一人当たり処理単価は約3,000円で推移している。



図表2-2-8 し尿処理施設処理経費及び一人当たり処理単価の推移



## 2-5 生活排水処理施設の状況

### 1) 下水道

組合圏域の下水道は、一関市一関地域及び平泉町が磐井川流域関連公共下水道、一関市千厩・東山地域が単独公共下水道、一関市花泉・大東・川崎地域が単独特定環境保全公共下水道により整備が進められている。このうち、平成30年度までに花泉・大東・東山・川崎地域の整備が完了し、現在一関市一関・千厩地域及び平泉町において早期完了を目指し整備を進めている。

下水道計画の概要を図表2-2-9に、下水道の整備状況を図表2-2-10、図表2-2-11に示す。

図表2-2-9 下水道計画の概要

市町名	処理区名	事業区分名	下水 排除 方式	計画 目標 年次	計画区域面積 (ha)		計画人口(人)		事業認可年度		供用 開始 年度
					全体 計画	事業 計画	全体 計画	事業 計画	当初 年度	既認可 期間	
一関市	一関処理区	公共 流関	分流	R12	1,840	1,418.8	37,830	32,030	S56	R6	H2
	花泉処理区	特環 単独	分流	R12	160.9	160.9	3,600	3,800	H3	R9	H7
	大原処理区	特環 単独	分流	R22	66.7	65.9	800	1,100	H13	R9	H17
	摺沢処理区	特環 単独	分流	R22	91	91	1,500	1,900	H6	R9	H13
	千厩処理区	公共 単独	分流	R17	241.5	116	3,200	2,400	H13	R5	H23
	東山処理区	公共 単独	分流	R22	288	268	2,400	3,400	H6	R9	H13
	川崎処理区	特環 単独	分流	R22	55	55	500	700	H11	R9	H18
	計				2,743.1	2,175.6	49,830	45,330			
	平泉町	公共 流関	分流	R12	202.6	196.8	3,020	2,970	S58	R11	H7

図表2-2-10 下水道の整備実績（一関市）

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (人)	116,367	114,438	112,639	110,679	108,587
処理区域面積 (ha)	1,736.3	1,783.5	1,811.1	1,857.0	1,891.6
下水道処理区域内人口 (人)	45,567	45,806	46,105	46,182	46,605
下水道普及率 (%)	39.2	40.0	40.9	41.7	42.9
下水道水洗化人口 (人)	37,652	38,607	39,806	40,342	40,327
下水道水洗化率 (%)	82.6	84.3	86.3	87.4	86.5

注：下水道普及率 (%) = 下水道処理区域内人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人)

下水道水洗化率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) ÷ 下水道処理区域内人口 (人)

図表2-2-11 下水道の整備実績（平泉町）

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (人)	7,584	7,413	7,291	7,129	6,939
処理区域面積 (ha)	185	188	189	188	188
下水道処理区域内人口 (人)	2,850	2,819	3,018	2,947	2,886
下水道普及率 (%)	37.6	38.0	41.4	41.3	41.6
下水道水洗化人口 (人)	2,309	2,317	2,352	2,332	2,323
下水道水洗化率 (%)	81.0	82.2	77.9	79.1	80.5

注：下水道普及率 (%) = 下水道処理区域内人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人)

下水道水洗化率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) ÷ 下水道処理区域内人口 (人)

## 2) 農業集落排水

組合圏域の農業集落排水は、一関市で8地区、平泉町で1地区稼働し、整備を完了している。今後、一関市西黒沢地区及び原前地区の2地区が下水道に接続する予定である。

農業集落排水施設の概要を図表2-2-12に、整備状況を図表2-2-13、図表2-2-14に示す。

図表2-2-12 農業集落排水施設の概要

市町名	処理区名	事業の種類	処理場名	事業着手年度	供用開始年度	計画区域面積 (ha)	計画人口 (人)
一関市	西黒沢地区	農業集落排水事業	西黒沢地区農業集落排水施設	H10	H14	19	830
	原前地区	農業集落排水事業	原前クリーンセンター	H7	H11	27	1,020
	白崖地区	農業集落排水事業	白崖クリーンセンター	H4	H6	25	1,160
	日形地区	農業集落排水事業	日形クリーンセンター	H6	H8	36	700
	興田地区	農業集落排水事業	興田浄化センター	H10	H13	27	1,350
	猿沢地区	農業集落排水事業	猿沢浄化センター	H14	H17	21	1,040
	七日町地区	農業集落排水事業	七日町地区農業集落排水施設	H9	H11	10	410
	二日町地区	農業集落排水事業	二日町地区農業集落排水施設	H14	H19	21	710
	計	-	-	-	-	186	7,220
平泉町	長島中央地区	農業集落排水事業	長島中央地区農業集落排水施設	H7	H12	33.2	1,410

図表2-2-13 農業集落排水施設の整備実績（一関市）

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
処理区域面積 (ha)	186	186	186	186	186
処理区域内人口 (人)	3,738	3,772	3,735	3,664	3,561
水洗化人口 (人)	3,010	3,076	3,065	3,006	2,950

図表2-2-14 農業集落排水施設の整備実績（平泉町）

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4
処理区域面積 (ha)	75	75	75	75	75
処理区域内人口 (人)	753	730	724	720	687
水洗化人口 (人)	633	611	598	594	576

### 3) 合併処理浄化槽

組合圏域では、下水道及び農業集落排水施設の他に、生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を推進しており、構成各市町では、設置に対する補助制度を実施している。構成市町の合併処理浄化槽補助の概要を以下に示す。

#### (1) 一関市

① 根拠：一関市浄化槽設置整備等事業補助金交付要綱

② 補助対象区域：

公共下水道の事業計画区域、農業集落排水事業の処理区域を除く一関市内全域

③ 補助金額

[設置整備費補助]

住宅の延床面積	人槽区分	補助金額
130㎡以下	5人槽	529,000円
130㎡超	7人槽	662,000円
二世帯・大家族住宅用	10人槽	897,000円

[くみ取り槽等撤去費補助]

撤去するもの	補助金額
くみ取り槽	90,000円
単独処理浄化槽	120,000円

[宅内配管工事費補助]

対象経費	補助金額
新たに必要となる宅内配管工事に要する費用 (放流管は除く)	300,000円

[放流管整備費補助]

対象経費の4分の3に相当する額以内の額。ただし、3,000円/mを限度

[グループ設置費補助]

人槽区分	浄化槽設置 整備補助	グループ設置費補助を上乗せ後		
		2～3戸	4～9戸	10戸以上
5人槽	529,000円	547,000円	573,000円	617,000円
7人槽	662,000円	684,000円	718,000円	772,000円
10人槽	897,000円	927,000円	972,000円	1,047,000円

## (2) 平泉町

- ① 根拠：平泉町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱
- ② 補助対象地域  
平泉町全域。ただし、公共下水道事業区域及び農業集落排水区域は対象外
- ③ 補助金額

## [合併処理浄化槽設置費補助]

人槽区分	補助金額
5人槽	530,000円
7人槽	663,000円
10人槽	907,000円

## [便槽等撤去費補助]

撤去するもの	補助金額
汲み取り便槽	90,000円
単独処理浄化槽	120,000円

既存住宅に合併浄化槽を設置する場合又は建替えの場合のみ対象

## [宅内配管費補助]

補助金額
300,000円

既存住宅に合併浄化槽を設置する場合のみ対象

## 2-6 生活排水処理に係る課題の抽出

下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業が推進されており、令和4年度における生活排水処理率は67.4%となっており、平成30年度における生活排水処理率60.0%から7.4ポイント上昇している。

下水道の未整備区域の整備促進及び下水道、農業集落排水の整備済みの区域における未接続世帯の早期接続を図っていくことが必要である。また、集合処理に適さない地域において、生活排水対策として合併処理浄化槽は非常に有効であるため、普及させることが必要である。今後、衛生的及び快適なまちづくりに向け、汚水処理事業の早期概成を目指し、組合と構成市町間で連携した取り組みを推進していく。

## 第 3 編

---

### 一般廃棄物処理基本計画

# 第1章 ごみ処理基本計画

## 1-1 計画フレーム

### 1) 将来人口の見込み

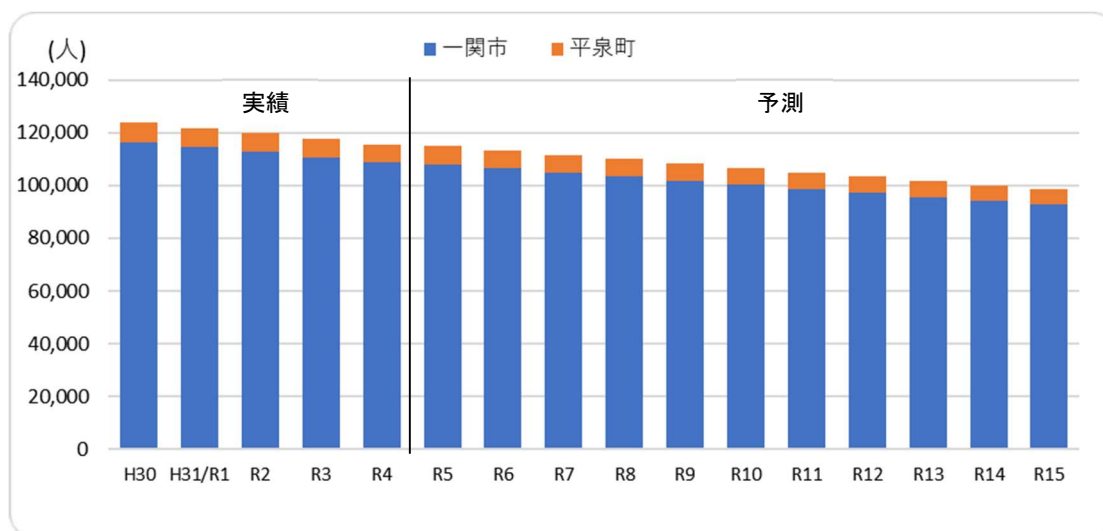
「一関市総合計画後期基本計画2021-2025」、及び「平泉町人口ビジョン2021」における独自推計による予測人口を基に組合独自の算定に基づいて推計した。結果を、図表3-1-1、図表3-1-2に示す。一関市、平泉町とも年々人口が減少しており、令和10年度では令和4年度に対して一関市、平泉町ともに約8%減少するという予測となっている。

なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表3-1-1 将来人口の見込み

(単位：人)

年度	実績					予測	
	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R10	R15
一関市	116,367	114,438	112,639	110,679	108,587	100,218	92,634
平泉町	7,584	7,413	7,291	7,129	6,939	6,374	5,870
合計	123,951	121,851	119,930	117,808	115,526	106,592	98,504



図表3-1-2 将来人口の見込み

## 2) ごみの減量化・リサイクル目標

### (1) 市町基本計画における目標値

一関市一般廃棄物減量基本計画、平泉町環境基本計画において、図表3-1-3、図表3-1-4に示すとおり、ごみの減量化と資源化に関する目標値を一関市では令和8年度、平泉町では令和7年度としてそれぞれ定めている。

また、構成市町の独自事業を含めたリサイクル率については、一関市で17.2%以上、平泉町で25%としている。

図表3-1-3 一関市一般廃棄物減量基本計画の目標値

指標	現状 (R2)	目標 (R8)
一人1日当たり排出量	822g/人・日	803g/人・日以下 ※6年間で2%減
リサイクル率	資源化量5,741 t リサイクル率16.8%	リサイクル率17.2%以上 ※6年間で0.4ポイント増
減量化に向けて市が行う取組	①マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きの促進 (例：イベントにマイバック持参の方に指定ごみ袋をプレゼント)	
	②簡易包装、詰替え用商品の購入、量り売りの利用促進	
	③生ごみ減量機器の購入助成	
	④食品ロス削減運動の推進 (残さず食べよう！30・10運動)	
	⑤フードバンク、フードポスト、フードドライブなどの情報発信	
	⑥レンタル、シェアリングなどのサービスの利用促進	
	⑦ワンウェイプラスチックの廃棄を減らす取組の促進	

図表3-1-4 平泉町環境基本計画の目標値

施策	指標	現状 (R1)	目標 (R7)
「廃棄物減量化の推進」	1日1人当たりの生活系ごみ排出量	575 g/人・日	500 g/人・日
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量型のライフスタイルの定着</li> <li>・コンポスト化等による生ごみの減量</li> <li>・子供たちを対象とした廃棄物減量化、環境美化教育</li> <li>・レジ袋使用削減</li> </ul>	
「資源化の推進」	一般廃棄物リサイクル率	10.7%	25%
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ごみ分別の啓発強化</li> <li>・事業者による自主的な資源回収の促進</li> <li>・下水道汚泥の資源化の推進</li> </ul>	

### (2) リサイクルに関する目標値の設定

本計画の目標値設定においては構成市町の目標を参考にすることとし、計画目標年度である令和10年度に目標値を達成するという想定で行った。

また、構成市町の計画に掲げられている排出量原単位及びリサイクル率の目標については、構成



市町の実施する資源の集団回収量や単独事業が含まれていることから、本計画における各目標値はそれらの量を差し引いた値を参考とすることとし、以下のとおりとする。

図表3-1-5 本計画における構成市町の目標値

	排出量原単位	リサイクル率
一関市	772 g/人	13.5%
平泉町	492 g/人	22.7%

\* 平泉町の排出量原単位は生活系の目標値

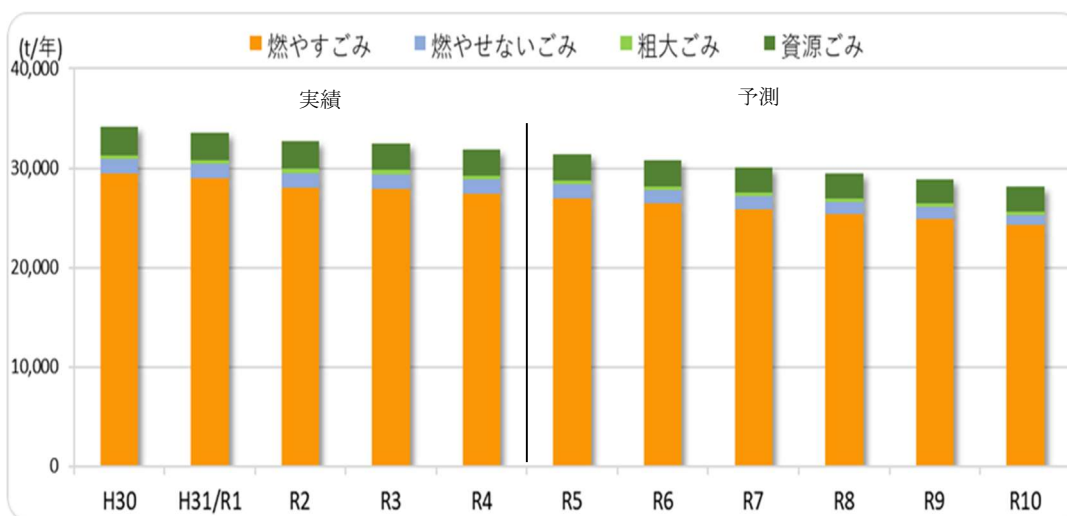
### 3) 将来ごみ量の目標値

#### (1) 将来ごみ排出量の目標

図表3-1-5に掲げる目標値を達成するためのごみの種類別排出量目標値は、図表3-1-6～図表3-1-9に示すとおりである。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。なお、令和10年度の予測には、新リサイクル施設の稼働に伴い変更される、新たなごみの区分を反映している。(図表3-1-13参照)

図表3-1-6 ごみ排出量の目標（一関市）

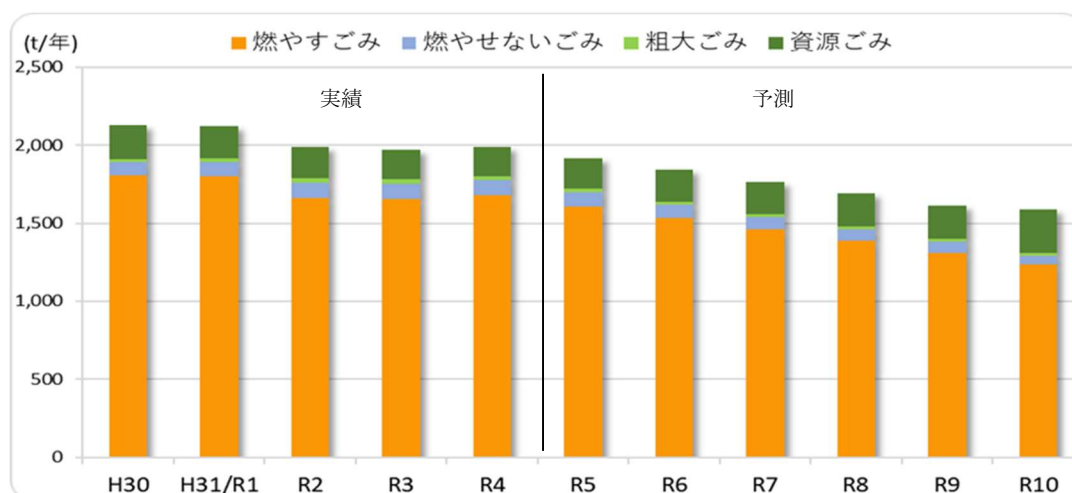
項目\年度		単位	実績	目標	
			R4	R10	
人口		t/年	108,587	100,218	
排出量	燃やすごみ	t/年	27,369	24,322	
	燃やせないごみ	t/年	1,440	977	
	粗大ごみ	t/年	430	293	
	資源ごみ	缶	t/年	214	192
		びん	t/年	787	695
		ペットボトル	t/年	219	217
		プラスチック製容器包装(R4)	t/年	436	603
		プラスチック資源(R10)	t/年		
		白色トレイ	t/年	2.5	2.2
		古紙類	t/年	959	860
		廃小型家電	t/年	8.6	7.0
		古着	t/年		23
	(資源ごみ計)	t/年	2,626	2,598	
	危険・有害ごみ	t/年		51	
(計)	t/年	31,865	28,240		
原単位 (一人一日あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	691	665	
	燃やせないごみ	g/人・日	36.3	27	
	粗大ごみ	g/人・日	10.9	8.0	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.4	5.2
		びん	g/人・日	20	19
		ペットボトル	g/人・日	5.5	5.9
		プラスチック製容器包装(R4)	g/人・日	11	16
		プラスチック資源(R10)	g/人・日		
		白色トレイ	g/人・日	0.1	0.1
		古紙類	g/人・日	24	24
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2
		古着	g/人・日		0.6
	(資源ごみ計)	g/人・日	66	71	
	危険・有害ごみ	g/人・日		1.4	
(計)	g/人・日	804	772		



図表3-1-7 ごみ排出量の目標（一関市）

図表3-1-8 ごみ排出量の目標（平泉町）

項目\年度		単位	実績	目標	
			R4	R10	
人口		t/年	6,939	6,374	
排出量	燃やすごみ	t/年	1,679	1,238	
	燃やせないごみ	t/年	96	55	
	粗大ごみ	t/年	25	15	
	資源ごみ	缶	t/年	13	12
		びん	t/年	63	56
		ペットボトル	t/年	13	12
		プラスチック製容器包装(R4)	t/年	28	36
		プラスチック資源(R10)	t/年	-	-
		白色トレイ	t/年	-	-
		古紙類	t/年	72	165
		廃小型家電	t/年	0.6	0.5
		古着	t/年		1.5
	(資源ごみ計)	t/年	190	283	
	危険・有害ごみ	t/年		2.9	
	(計)	t/年	1,990	1,594	
(一人一日あたりの排出量)	燃やすごみ	g/人・日	663	532	
	燃やせないごみ	g/人・日	37.9	23.6	
	粗大ごみ	g/人・日	9.9	6.6	
	資源ごみ	缶	g/人・日	5.2	5.0
		びん	g/人・日	25	24
		ペットボトル	g/人・日	5.0	5.4
		プラスチック製容器包装(R4)	g/人・日	11	15
		プラスチック資源(R10)	g/人・日	-	-
		白色トレイ	g/人・日	-	-
		古紙類	g/人・日	28	71
		廃小型家電	g/人・日	0.2	0.2
		古着	g/人・日		0.6
	(資源ごみ計)	g/人・日	75	122	
	危険・有害ごみ	g/人・日		1.3	
	(計)	g/人・日	786	685	



図表3-1-9 ごみ排出量の目標（平泉町）

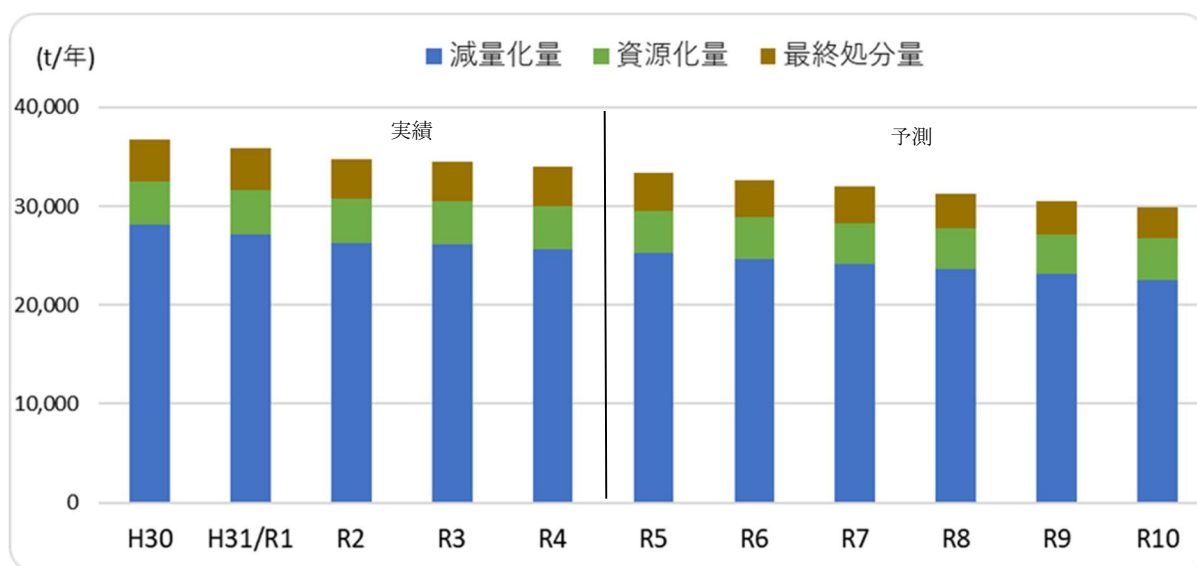
(2) 将来ごみ処理・処分量の目標

ごみ処理・処分量目標値は、図表3-1-10、図表3-1-11に示すとおりである。目標達成にむけて、燃やすごみの排出削減を見込むことから、焼却対象ごみ量及び焼却残渣量は減少する。また、資源化対象ごみについても、燃やせないごみ及び粗大ごみの排出削減等を見込むことから排出量は減少するが、古着やプラスチック資源等の資源化により、資源化率は上昇し、令和10年度におけるリサイクル率は14.1%と予測される。さらに、排出量削減に伴い最終処分量も減少する。

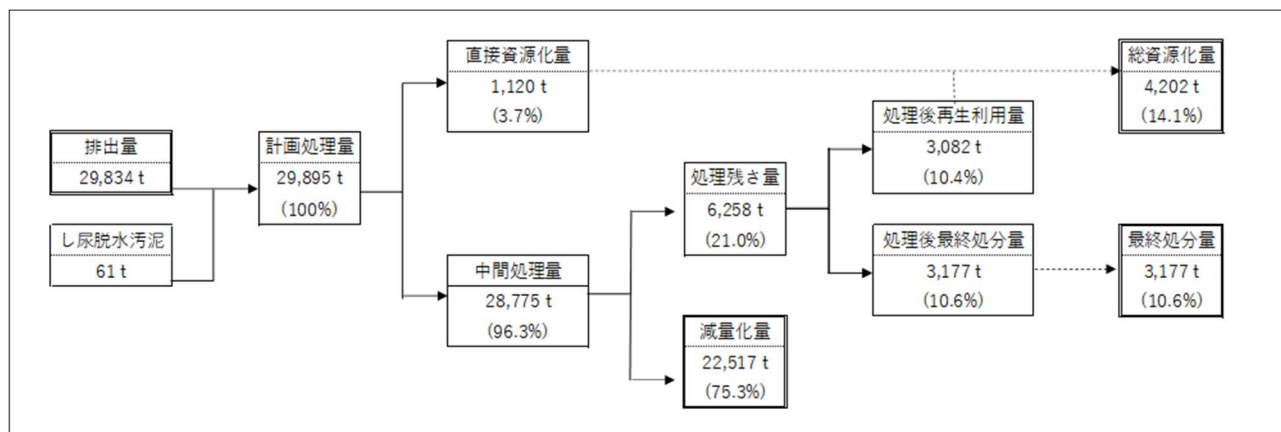
なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表3-1-10 ごみ処理・処分量の目標

区分		年度		実績	目標
				R4	R10
焼却	焼却対象ごみ			29,473	25,865
	処理 内訳	焼却残渣		3,816	3,349
		減量化量		25,657	22,517
				75.6%	75.3%
資源化	資源化対象ごみ			5,748	5,225
	選別後 内訳	資源化量		4,337	4,202
				12.8%	14.1%
		可燃残渣		351	245
		不燃残渣		1,112	778
最終処分	最終処分量			3,987	3,177



図表3-1-11 ごみ処理・処分量の目標



図表3-1-12 ごみの流れ（令和10年度目標値）

## 1-2 ごみ処理基本方針

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）では、これまで進めてきたごみの減量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユース（2R）の取組強化」、「安心・安全の取組強化」などを新たな政策の柱としている。

また、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、国民の安全・安心に関する意識が高まりつつある中、ごみ処理施設に求められる機能も変化しつつある。

世界の動きとしては、SDGs（持続可能な開発目標）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された。SDGsは、経済・社会・環境の3つの側面から持続可能な社会の実現を目指す国際目標であり、2030年までに達成すべき17のゴール（意欲目標）を掲げている。その中で廃棄物分野については、ゴール12「つくる責任・つかう責任」が特に深く関わっており、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用により廃棄物を削減すること等が盛り込まれている。

これら社会情勢の動向を踏まえ、ごみ処理の基本理念は継続し、基本方針をつぎのとおり見直す。

### 1) 基本理念

循環型社会の確立を目指します

### 2) 基本方針

- ①積極的2Rの推進：3Rのうち発生抑制・再使用の取組を強化します
- ②安心・安全なごみ処理施設の維持：環境に配慮してごみの適正処理を行うとともに、エネルギー回収を推進し、災害に備えた地域の防災拠点として強靱なごみ処理施設を整備・維持します
- ③脱炭素の推進：2050年カーボンニュートラルに向けて、省エネルギーやごみ焼却発電、プラスチック使用製品の資源化等に取り組みます
- ④SDGsゴール12への貢献：2030年までに廃棄物の発生を削減するという目

標に向けて、廃棄物の発生抑制、資源化、食品ロス対策等を進めます

### 1-3 分別及び収集・運搬計画

新リサイクル施設の稼働に合わせて変更する、新たなごみの分別区分としてプラスチック資源（プラスチック製容器包装と同じ区分とする）、古着、危険・有害ごみを設定する（下記参照）。また、収集・運搬の範囲は組合圏域全体とする。

図表3-1-13 将来の分別区分

分別区分		排出方法	排出場所	収集頻度	収集体制
燃やすごみ		指定袋	指定された集積所	週2回	委託業者
燃やせないごみ		指定袋		隔週	
資源ごみ	びん	指定袋		隔週	
	缶			隔週	
	ペットボトル			隔週	
	プラスチック資源			週1回	
	紙類	紙ひも 紙袋・紙箱		隔週	
	廃小型家電	（新リサイクル施設稼働開始前までに決定）			
古着					
危険・有害ごみ		指定袋	指定された集積所	隔月	委託業者

なお、家電リサイクル法、資源有効利用促進法対象機器については、販売店又は製造業者に依頼するよう呼びかけ、正規のリサイクルルートにより処理されるよう指導していく。

また、小型家電については、小型家電リサイクル法に基づき、平成26年1月より各清掃センター及び一関市・平泉町内の公共施設に回収ボックスを常時設置し、拠点回収を実施しており今後も継続していく。

適正処理困難物については、従来どおり専門業者又は販売店に処理を依頼するよう呼びかけるとともに、多量に排出される事業系ごみについては事業所に対して減量計画書の作成を求め、減量化及び資源化を要請していく。

### 1-4 中間処理計画

#### 1) 中間処理の方針

組合における中間処理は「県南地区ごみ処理広域化基本構想」（平成25年11月）に基づき、組合圏域において焼却施設は1施設体制とする。

また、リサイクル施設については既存の2施設を統合して1施設とし、新処理施設と同一敷地内

に整備する。

## 2) 中間処理施設の整備に関する事項

一関清掃センターと大東清掃センターのごみ処理施設を統合し、令和10年度末を目途に新処理施設及び新リサイクル施設の稼働開始を目指す。現時点での新施設の概要は以下のとおり。

図表3-1-14 新処理施設の概要

所在地	一関市弥栄字一ノ沢地内
新処理施設	敷地面積：約30,000㎡
	稼働予定：令和10年度末
	施設規模：104 t /日 (52 t /24 h × 2 炉)
	処理方式：ストーカ炉
新リサイクル施設	新処理施設と同一敷地内
	稼働予定：令和10年度末
	施設規模：17.1 t /日

新処理施設では従来と同様に、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、可燃残渣、し渣・汚泥及び災害廃棄物を処理の対象とする。また、ごみ焼却に伴い発生する熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンで発電を行う。新リサイクル施設においても従来どおり、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの破碎、選別、圧縮、減容等を行うが、新たなごみの区分としてプラスチック資源（プラスチック製容器包装と同じ区分とする）、古着、危険・有害ごみを設定し、分別収集して処理を行う。

なお、現施設は老朽化により修繕範囲が増加しているが、プラント業者等による補修必要箇所詳細調査に基づく補修工事を適宜実施し、新処理施設が稼働するまでの間、維持管理に努めるものとする。

新処理施設及び新リサイクル施設の処理方式等については、令和4年3月に策定した「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画」及び令和5年7月に策定した「マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画」のとおりである。

新処理施設及び新リサイクル施設の必要規模は、処理対象ごみの将来推計値を基に算定している。なお、大規模な災害が発生しても一定期間において処理が完了するように災害廃棄物処理量も考慮した規模で計画する。

## 1-5 最終処分計画

### 1) 最終処分の方針

最終処分量の減量に取組み、現最終処分場（舞川清掃センター、花泉清掃センター、東山清掃センター）を出来る限り長く使用する一方で、残余容量が逼迫している状況のため、新最終処分場を整備することとした。

## 2) 最終処分場の整備に関する事項

令和4年度に花泉清掃センターは埋立を完了となり、他の最終処分場全ての残余容量が逼迫している状況にあることから、令和9年度末を目途に新最終処分場の供用開始を目指す。現時点での新最終処分場の概要は以下のとおり。

図表3-1-15 新最終処分場の概要

候 補 地	一関市千厩町千厩字北ノ沢ほか
埋 立 面 積	約18,500㎡
埋 立 容 量	126,800㎡
稼 働 予 定	令和9年度末
構 造	オープン型

新最終処分場の構造等については、令和4年3月に策定した「一般廃棄物最終処分場整備基本計画」のとおりである。新最終処分場の埋立容量は、対象ごみの将来推計値を基に中間処理施設のごみ処理量により算定している。



1-6 住民・事業者・行政の取組

先に定めた減量化・資源化目標及び各計画を達成するために、住民・事業者・行政（組合及び構成市町）が果たすべき取組とその導入時期を、以下に示す。

図表3-1-16 住民・事業者・行政の取組

取組の概要		
始められること	取組1	容器包装廃棄物の排出抑制
	取組2	再生品を始めとする環境配慮型商品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
	取組3	生ごみの水切り徹底
	取組4	適正排出の厳守
	取組5	マイバック使用の促進
	取組6	長期の利用のこころがけ
	取組7	資源回収、リユース・リサイクルサービスの積極的な利用
	取組8	食品ロス対策
地域のみんなと始めること	取組9	住民団体による有価物集団回収の促進等
	取組10	環境教育への参加
	取組11	効率的な収集・運搬への協力
	取組12	情報共有の推進
	取組13	住民・事業者・行政の相互連携の推進
	取組14	環境美化の推進
	取組15	不法投棄・野焼きの防止
	取組16	事業系ごみ発生源における排出抑制
	取組17	過剰包装の抑制
	取組18	流通包装廃棄物の排出抑制、使い捨て容器の使用抑制
	取組19	事業系ごみ資源化の促進
	取組20	減量計画書の作成
制度を整えていくこと	取組21	環境教育・意識啓発
	取組22	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
	取組23	容器包装廃棄物の発生抑制・資源化の推進
	取組24	リターナブル容器の利用促進
	取組25	環境物品等の使用促進
	取組26	資源の分別
	取組27	中間処理後の資源物回収
	取組28	新たな資源化技術の検討
	取組29	分別収集の継続
	取組30	リサイクル施設活用の継続
	取組31	適正処理の推進
	取組32	排出方法の周知
	取組33	有料化の検討
	取組34	事業系ごみの適正排出の推進
	取組35	生ごみ処理機の利用促進
	取組36	仕組みづくり、資源化の研究
	取組37	食品ロス対策

## 1-7 その他の施策

### 1) 災害廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物の収集・運搬及び処理に係る体制、場所、方法等については、「一関市地域防災計画」「一関市災害廃棄物処理計画」及び「平泉町地域防災計画」に基づき、構成市町及び岩手県、近隣自治体と協力して実施する。また、災害時においては、災害廃棄物のみならず通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施される必要があることから、平時の備えとして災害時において一般廃棄物処理事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画も併せて検討する。

### 2) 違法搬入防止に関する事項

廃棄物処理法に基づき、管外からの不正なごみの持ち込み、廃棄物処理業無許可業者及び第3者による違法な搬入を未然に防止するための取組（ごみ搬入時における発生場所や身分の確認等）を適宜行うとともに、構成市町、国県等関係機関との情報共有や連携を一層進め、その防止に努める。

### 3) 放射能汚染廃棄物に関する事項

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）では、事故由来放射性物質による汚染状況について監視及び測定を実施し、その結果を公表するよう定められている。

組合では、組合の所有する廃棄物処理施設において定期的に、焼却残渣や脱水汚泥、放流水の放射能測定を実施し、ホームページ上で公開している。

今後も国等の動向に合わせながら、監視及び測定を行っていく。

### 4) 食品ロス対策

令和元年10月に食品ロス削減を目指す「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行され、国・地方自治体及び事業者の責務、並びに消費者の役割が明記され、各主体において食品ロス削減を推進することが求められている。一関市においても「残さず食べよう！30・10運動」等が実施されているところであり、一般廃棄物の処理を行う組合としても、構成市町と連携して啓発等の対策を図るものとする。

### 5) プラスチック対策

令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る必要な措置が求められている。組合では、既存の二つのリサイクル施設を統合し、新リサイクル施設を整備し、現在燃やせないごみ又は燃やすごみとして排出されている製品プラスチックを、プラスチック製容器包装と一緒に収集し、資源化する予定である。

## 6) 感染症に伴う対策

令和元年度から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症により、生活環境は大きく変化した。ごみ処理は住民の生活を衛生的に確保するために不可欠な業務であり、このような非常事態においても事業を継続することが求められる。

組合職員、構成市町、委託業者の感染症防止策について国のガイドラインに遵守し、万一の時に着実にごみ処理を継続できるよう、安全・安心なごみ処理体制を確保する。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 2-1 計画フレーム

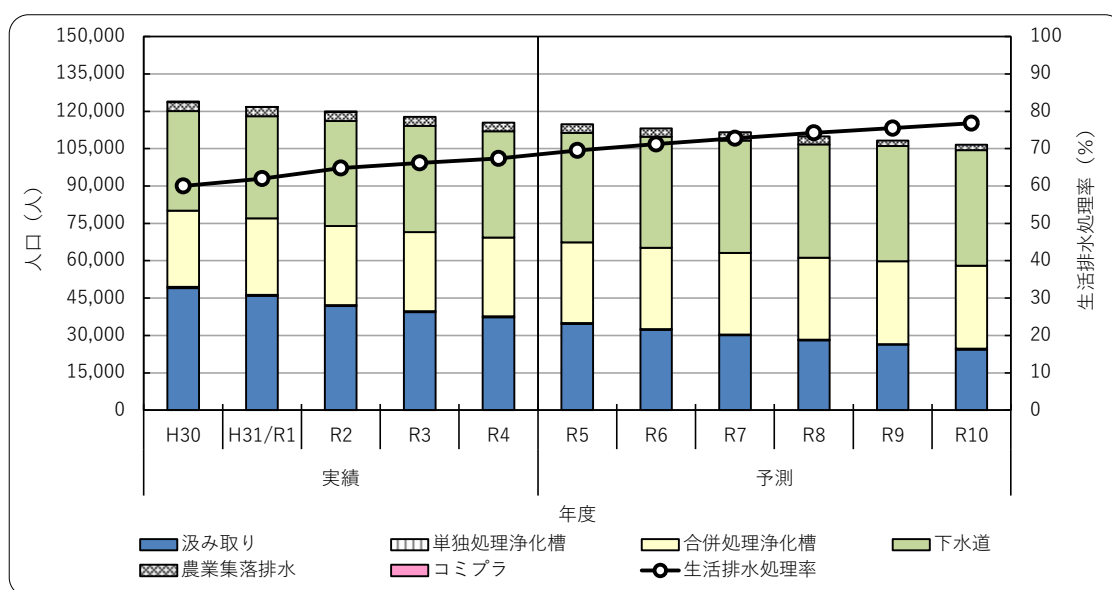
#### 1) 生活処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の見込みを、図表3-2-1～図表3-2-2に示す。

組合全体では、下水道及び農業集落排水の接続率増加、汲み取りから合併処理浄化槽への転換の推進を行うことで、生活排水処理率は令和10年度で76.9%になると見込まれる。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

図表3-2-1 生活排水処理形態別人口の見込み

項目		年度	基準年度 (R4年度)	目標年度 (R10年度)
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人)	115,526	106,592
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	77,866	81,929
	(1)コミュニティプラント人口	(人)	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人)	31,690	33,348
	(3)下水道人口	(人)	42,650	46,438
	(4)農業集落排水人口	(人)	3,526	2,143
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	309	214
	4.非水洗化人口	(人)	37,351	24,449
	(1)汲み取り人口	(人)	37,351	24,449
	(2)自家処理人口	(人)	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	
生活排水処理率		(%)	67.4	76.9



図表3-2-2 生活排水処理形態別人口の見込み

## 2) し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

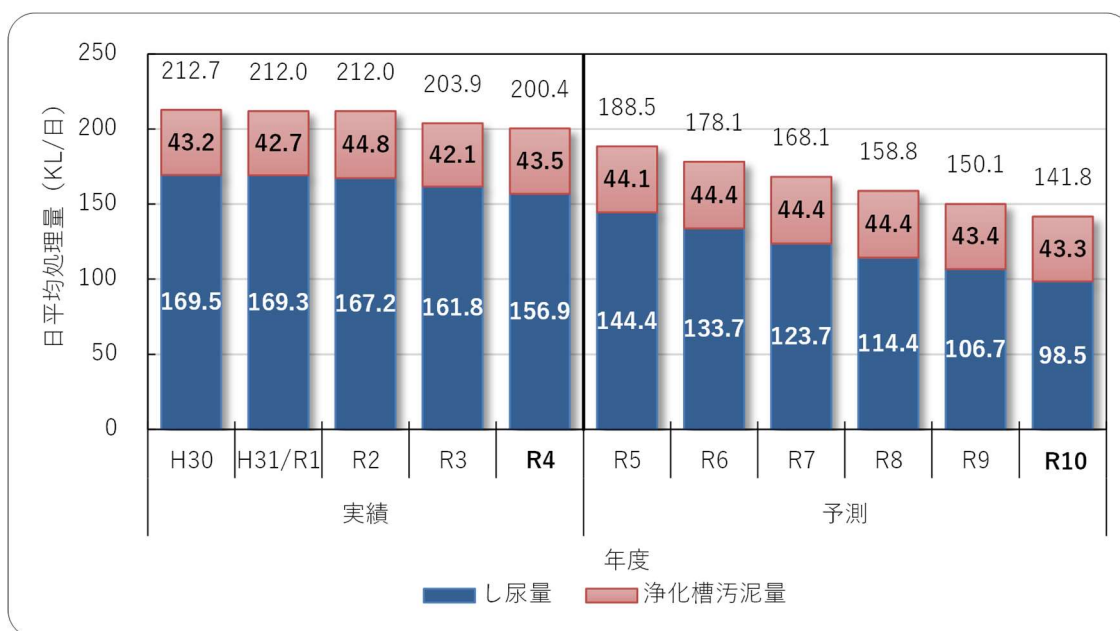
将来のし尿及び浄化槽汚泥量は、図表3-2-3～図表3-2-5に示すとおりである。

処理量合計は、年々減少するものと見込まれる。処理形態別にみると、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥量は横ばいと見込まれる。なお、詳細な推計結果は、資料編に示す。

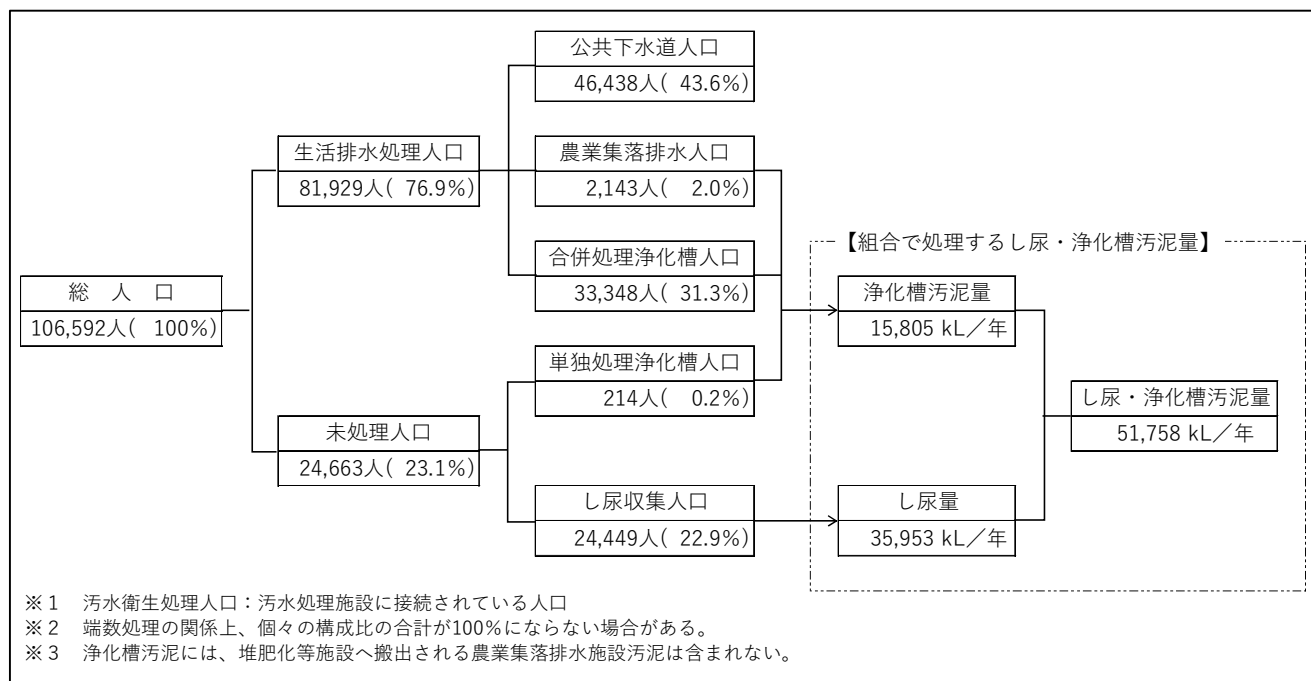
図表3-2-3 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

項目	年度	基準年度 (R4年度)	目標年度 (R10年度)
	日平均処理量 (kL/日)		200.4
し尿量 (kL/日)		156.9	98.5
浄化槽汚泥量 (kL/日)		43.5	43.3
年間処理量 (kL/年)		73,137	51,758
し尿量 (kL/年)		57,287	35,953
浄化槽汚泥量 (kL/年)		15,849	15,805

※ 端数処理の関係上、個々の計と合計が一致しない場合がある。



図表3-2-4 し尿及び浄化槽汚泥日平均処理量の見込み



図表3-2-5 生活排水処理の流れ（目標値）

## 2-2 生活排水処理基本方針

現状では、約3割の世帯において生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域へ排出されており、河川環境の保全が必要となっていることから、生活排水処理の基本理念及び基本方針を継続し、次のとおりとする。

### 1) 基本理念

自然環境の保全のための生活排水の適正な処理を行います

### 2) 基本方針

生活雑排水による環境負荷の軽減

## 2-3 下水道及び農業集落排水施設の整備計画

下水道及び農業集落排水施設の概要は、図表2-2-9 (p.21) 及び図表2-2-12 (p.23) に示すとおりである。

流域下水道は県が管理しており、公共下水道及び農業集落排水事業は構成市町が行っていることから、組合として事業推進に協力していく。また、整備が完了している地域については、構成市町において早期接続を呼びかけていく。

## 2-4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

### 1) 収集・運搬計画

将来の収集・運搬の範囲は組合圏域全体とし、許可業者により収集する。

### 2) 中間処理計画

現し尿処理施設を維持管理し、将来にわたって安定的な処理を推進していく。

今後、処理量の減少や浄化槽汚泥混入率の増加が見込まれることから、処理量減及び低負荷に対応するため、将来におけるし尿処理施設の運転方法を検討し、適正な維持管理を図っていく。

### 3) 最終処分計画

現在、一関清掃センター及び川崎清掃センターから発生する脱水汚泥等は場外搬出し全量資源化を行っているが、し尿処理施設から発生するし渣は焼却処理を行っている。今後も脱水汚泥の資源化を継続していく。

## 2-5 住民・事業者・行政の取組

先に定めた各計画を達成するために、住民・事業者・行政（組合及び構成市町）が果たすべき取組を、以下に示す。

図表3-2-6 住民・事業者・行政の取組

取組の概要	
取組 1	環境学習の充実
取組 2	環境情報の提供
取組 3	地域住民との連携
取組 4	家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実
取組 5	浄化槽の維持管理